

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度		法人名		()								
連 結 年 度	結 業 年 度											
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	前 期 繰 越 分	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 別表六の二(九)付表「11の①」+ (47) × 付表「11の②」 (46) × (43) / (44)	26	円				
	調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 (33) × (1) / (29)	2				当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (25) - (26)	27					
	特 定 生 産 性 向 上 設 備 等 以 外 の も の	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(九)付表「9」のうち特定生産性 向上設備等以外のものに係る額の合計額)	3		各 連 結 法 人 の 計 算	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10) + (19) + (27)	28				
		税 額 控 除 限 度 額 (3) × (7) / 100	4				連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	29				
		法 人 税 額 基 準 額	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 (34) × (1) / (30)	5				特 定 機 械 装 置 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (特定生産性向上設備等以外の特定機械 装置等の取得適用連結法人の(1)の合計)	30			
			個 別 帰 属 額 基 準 額 (2) × (20) / 100	6				特 定 生 産 性 向 上 設 備 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (特定生産性向上設備等の取得適用連 結法人の(1)の合計)	31			
		法 人 税 額 基 準 額 (5) と (6) の うち 少 ない 金 額	7				繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 を 有 す る 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (繰越連結法人の(1)の合計)	32				
		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((4) と (7) の うち 少 ない 金 額)	8				調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二) 「2」又は別表一の二(三)「2」)	33				
		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (36) × (8) / (35)	9				結 算	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 (33) × (20) / 100	34			
		当 期 税 額 控 除 額 (8) - (9)	10				法 人 の 合 計	法 人 の 合 計	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(8)の合計)	35		
		特 定 生 産 性 向 上 設 備 等	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(九)付表「9」のうち特定 生産性向上設備等に係る額の合計額)	11						調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十四)「7の⑧」)	36	
			税 額 控 除 限 度 額 (11) × (7) 又は (10) / 100	12						当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (35) - (36)	37	
	法 人 税 額 基 準 額		調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 (38) × (1) / (31)	13		総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額 (34) 又は (34) - (35)			38			
			個 別 帰 属 額 基 準 額 (2) × (20) / 100	14		当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(17)の合計)			39			
	個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額 (14) 又は (14) - (8)	15		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十四)「7の⑨」)	40							
	法 人 税 額 基 準 額 (13) と (15) の うち 少 ない 金 額	16		当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (39) - (40)	41							
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (12) と (16) の うち 少 ない 金 額	17		前 期 繰 越 分	前 期 繰 越 分	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額 (34)、(34) - (35) 又は (38) - (39)) - (別表 六の二(十八)「25」) - (別表六の二(十九)「26」)	42					
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (40) × (17) / (39)	18				繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度	平 平 . . . (各連結法人の別表六の二 (九)付表「11の①」の合計)	43			
	当 期 税 額 控 除 額 (17) - (18)	19				平 平 . . . (各連結法人の別表六の二 (九)付表「11の②」の合計)	平 平 . . . (別表六の二(二十四)付 表「2の④」)	44				
	前 期 繰 越 分	繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (別表六の二(九)付表「10の計」)	20		合 計	合 計	45					
		法 人 税 額 基 準 額	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 (42) × (1) / (32)	21		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	連 結 事 業 年 度	平 平 . . . (別表六の二(二十四)付 表「2の⑤」)	46			
			個 別 帰 属 額 基 準 額 (2) × (20) / 100	22		平 平 . . . (別表六の二(二十四)付 表「2の⑤」)	平 平 . . . (別表六の二(二十四)付 表「2の⑤」)	47				
		個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額 (22)、(22) - (8) 又は (15) - (17)) - (別表 六の二(十八)「8」) - (別表六の二(十九)「9」)	23		合 計	合 計	48					
		法 人 税 額 基 準 額 (21) と (23) の うち 少 ない 金 額	24		当 期 繰 越 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (45) - (48)	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (45) - (48)	49					
		当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 (20) と (24) の うち 少 ない 金 額	25		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (37) + (41) + (49)	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (37) + (41) + (49)	50					

別表六の二(九) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（九）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の11第2項若しくは第3項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第68条の11第3項から第5項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

(1) 特定機械装置等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）

(2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

(3) 特定機械装置等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3 「 $\frac{\text{税額控除限度額}}{(1) \times \frac{7 \text{又は} 10}{100}}$ 」¹² は、別表六の二(九)付表の「1」から「9」までに記載した特定生産性向上設備等について、平成29年旧措置法第68条の11第3項に規定する特定中小連結親法人又は特定中小連結子法人が取得等をし事業供用したものである場合には「7又は」を消し、その他の場合には「又は10」を消します。